



みどりと子どもを育むまち

筑 面 市

パブリックコメント手続実施要項

素 案 の 名 称	筑面市情報公開条例の改正(素案)
パブリックコメント 手続実施の目的	本市では、人権尊重のまちづくりを施政の基本として取り組んでおり、市が保有する行政情報の中には、開示した場合人権侵害につながるおそれのある情報も想定されることから、現行の情報公開制度を人権尊重の視点から、さらによりよいものとするため、次の事項について筑面市情報開示審査会に諮問しました。 【諮問事項】 筑面市情報公開条例第7条に規定する非開示情報のあり方について (1)人権の視点からの非開示情報にかかる規定の見直し (2)その他必要な事項 この諮問に対し、筑面市情報開示審査会から12月1日に答申をいただきましたので、別添資料のと通りの条例改正について、広く市民のみなさまの声を聴くため、パブリックコメントを実施します。
実 施 部 局 名	総務部 総務課
(問 合 せ 先)	総務課 総務G (電話:072-724-6706 ファクス:072-723-2096)
公 表 内 容	(1)「筑面市情報公開条例」の改正(素案)の概要について (2)筑面市情報公開条例の改正案、新旧対照表 (3)筑面市情報開示審査会の答申(解釈と運用を含む)
素案の閲覧方法と 閲 覧 場 所	(1)市ホームページ (2)総務部 総務課 (筑面市役所 本館2階 205番窓口) (3)行政資料コーナー (筑面市役所 別館1階 14番窓口) (4)筑面市役所豊川支所、止々呂美支所 (5)中央生涯学習センター、東生涯学習センター、西南公民館 (6)みのお市民活動センター ※(2)～(4)は、市役所開庁日の8時45分から17時15分まで ※(5)～(6)は、各施設の開館日、開館時間中
意見等の提出期間	平成22年(2010年)12月13日から平成23年(2011年)1月17日まで(郵便の場合は必着)

意見等の提出方法	次のうちいずれかの方法で提出してください。 (1) 閲覧場所の窓口への提出 (2) 郵便による送付 〒562-0003 箕面市西小路4丁目6番1号 箕面市役所総務部総務課 (3) ファクスによる送付 (ファクス: 072-723-2096) (4) 電子メールによる送付 (Email: soumu@maple.city.minoh.lg.jp) ※ 閲覧場所の窓口意見書のひな形をご用意していますので、ご利用ください。(自由な形式で提出していただいてもかまいません。)
意見等を提出できるかた	(1) 本市にお住まいのかた (2) 本市に事務所又は事業所がある事業者 (3) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた (4) 本市にある学校に在学しているかた (5) 本市に対して納税義務を有しているかた (6) 上記(1)から(5)に該当するかたで構成された団体
意見等を提出する際の必要記載事項	① 意見を提出しようとする素案の名称 ② 氏名及び住所: 上記の「意見等を提出できるかた」のうち(2)から(4)に該当するかたにあつては、名称及び所在地 (6)に該当する団体にあつては、団体名及び団体事務局の所在地 ③ 上記の「意見等を提出できるかた」のうち、該当する区分
提出された意見等及び市の考え方の公表方法	お寄せいただいた意見等については、類似のものを集約した上で、その意見に対する市の考え方と対応を含めて、上記「素案の閲覧方法と閲覧場所」と同様の方法・場所で公表します。 (公表時期は平成23年2月を予定しています) ※意見提出者への個別回答はいたしませんので、ご了承ください。 ※今回いただいた際に収集した個人情報については、他の目的に利用することはありません。
備考	